

令和7年度

第425回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第425回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中10名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がございます。5番高宮城実一郎委員、10番仲泊元輝委員、あと連絡はないのですが、3番仲宗根哲也委員は別会合があるようでございます。追々参加するかもしれませんが進めてまいります。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番仲宗根光夫委員、8番松堂直子委員にお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、1番島袋孝栄委員、12番長谷川亜紀委員、14番、私宮城の3名で現地調査をしております。報告者は12番長谷川亜紀委員にお願いします。</p> <p>それでは議案のほうに入ります。議案第1号、受付番号28番から29番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、着座にてご説明いたします。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を、1番島袋孝栄委員、12番長谷川亜紀委員、14番、私宮城の3名で行っておりますので、調査報告を12番長谷川亜紀委員にお願いします。</p>
12番	<p>3月24日火曜日午後1時から午後3時まで、1番島袋孝栄委員と14番宮城徳重委員と私、長谷川亜紀。また、事務局からは山城事務局等、中村主幹、與那嶺係長の6名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、島袋孝栄委員、宮城徳重委員、よろしく願いいたします。これからは着席して報告をいたします。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号28番、見取図の1ページになります。申請地の字登川平田原●●番は東南植物楽園の東に位置し、現状は準備中の畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても農業従事者1名で、年間農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはバナナを栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号29番、見取図の2ページになります。申請地の字池原西ン地原●●番は北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の南に位置し、現況は畑でした。第3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第</p>

	<p>1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても農業従事者2名で、年間農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には野菜の栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号28番から29番について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ。</p>
1番	<p>28番ですが、譲受人と譲渡人は親族関係になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。親子になります。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに何かございますか。9番高江洲繁委員、どうぞ。</p>
9番	<p>28番ですが、現在お父さんがここで畑をやっておられるのですか。</p>
事務局	<p>お答えします。申請地は休耕地で最近耕したばかりです。</p>
9番	<p>そういう荒れた農地を利用するということですか。</p>
事務局	<p>そこまでは荒れてはいませんでした。</p>
1番	<p>もともとミカン園でしたよね。</p>
議長	<p>ミカンはなくなって、その後、別の作物が植えていたはずですが。</p>
議長	<p>ほかに何かございませんか。よろしいですか。</p> <p>特に、ほかにご意見がなければ進めてまいります。</p> <p>議案第1号、受付番号28番から29番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございました。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号28番から29番を許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>

議長	<p>許可することに全委員が賛成でありますので、許可といたします。 進行いたします。議案第2号、受付番号19番から20番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。 (議案第2号を読み上げて説明。) 説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、12番長谷川亜紀委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号19番、見取図の3ページになります。申請地は、白川街区公園の北に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。 受付番号20番、見取図の4ページになります。申請地は、沖縄市立図書館の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号、受付番号19番から20番について、委員の意見を求めます。2番仲村学委員、どうぞ。</p>
2番	<p>20番ですが、始末書添付となっておりますが、どういう状況で始末書が出ていますか。</p>
事務局	<p>お答えします。この場所ですが、以前は修理工場がありました。現在は壊されて更地のため始末書を添付しています。</p>
2番	<p>無断で転用されて使われていたのか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
2番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに何かご意見はございませんか。進めてよろしいですか。 進めてまいります。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ</p>

<p>議長</p>	<p>いて、受付番号19番から20号を許可相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号19番から20番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号19番から20番については、許可相当といたします。</p> <p>議案第3号、受付番号10番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、12番長谷川亜紀委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号10番、見取図の5ページになります。申請地は、大里公民館の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第3号、受付番号10番について、委員の意見を求めます。何かご意見はございませんか。</p> <p>(進行の声)</p>
<p>議長</p>	<p>進行いたします。</p> <p>それでは、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号10番を承認相当とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号10番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号10番については、承認相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、受付番号104番から115番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、12番長谷川亜紀委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号104番、見取図の6ページになります。申請地は、県営美咲団地の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域及び第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号105番、見取図の7ページになります。申請地は、沖縄職業能力開発大学の西に位置し、現況はサトウキビ畑でした。農地区分は、宅地化の現状が第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号106番、見取図の8ページになります。申請地は、高原公民館の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号107番、見取図の9ページになります。申請地は、宮里中学校の南に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号108番、見取図の10ページになります。申請地は、宮里中学校の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農</p>

	<p>地としました。</p> <p>受付番号109番、見取図の11ページになります。申請地は、美東小学校の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は、宅地化の現状が第44条第1号に掲げる程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号110番、見取図の12ページになります。申請地は、高原小学校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設などが2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号111番、見取図の13ページになります。申請地は、宮里小学校の東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号112番、見取図の14ページになります。申請地は、古謝公民館の南東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設、医療施設、福祉施設が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号113番、見取図の15ページになります。申請地は、安慶田中学校の東に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号114番、見取図の16ページになります。申請地は、大里公民館の北東に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号115番、見取図の17ページになります。申請地は、泡瀬第二公民館の東に位置し、現況はバナナ畑でした。農地区分は、申請地のおおむね300m以内にバスターミナル及び専用バスターミナルがあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは、議案第4号、受付番号104番から115番について、委員の意見を求めます。</p> <p>休憩いたします。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	再開いたします。
9番	ただいまの受付番号104番から115番について、意見がございましたらお願いします。9番高江洲繁委員、どうぞ。
	4ページの受付番号104番ですが、ここは担当地域でありますけれど

	<p>も、割と長い間20年ぐらい見ていますが、これまで草木というか草原であったのですが、ようやく何かここに建てるというということで興味がありますけれども、この共同住宅は1棟4階建て3世帯という、どういう建物でしょうか。</p>
事務局	<p>お答えします。1階にエレベーター室とエントランスがあり、2階、3階、4階にそれぞれ1世帯の共同住宅となります。</p>
議長	<p>ほかに何かご意見はございませんか。どうぞ、2番仲村学委員。</p>
2番	<p>ちょっと2点。受付番号108番、現況更地となっていますが、始末書が出ていますが、それはどうしてですか。</p>
事務局	<p>お答えします。申請地は雑草が生えた状態ですが駐車場として使用しているため、始末書を添付しています。</p>
2番	<p>受付番号112番、ここは現況駐車場となっているのですが、ここは始末書が無いですが理由は。</p>
事務局	<p>お答えします。ここは以前に駐車場として4条許可を得ています。駐車場として整備はしていますが、現在は使用していません。一旦許可を取って整備をしているので、始末書は添付していません。</p>
2番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
1番	<p>議長、補足ですが受付番号110番はコーラルが敷かれていたもので、それで始末書が出ていると思います。</p>
議長	<p>はい、110番ですね。 ほかに何かございませんか。</p>
	<p>(進行の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは進行の声もございますので、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号104番から115番について、許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p>




	<p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号104番から115番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号104番から115番について、許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、受付番号2番から3番、一時転用承認願申請書に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>(議案第5号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、12番長谷川重紀委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
12番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号2番と3番、見取図の18ページになります。申請地は、倉浜衛生施設管理組合の西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するため行われ、申請に係る農地は仮設工作物の設置内で一時的な利用に供するために行われるもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる農地の区分で、その規模が10ha以上の第1種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第5号について、委員の意見を求めます。6番仲宗根光夫委員、どうぞ。</p>
6番	<p>農用外だけど、第1種農地というのはどういうことですか。</p>
事務局	<p>第1種農地ですが、農地は、農用地、第1種農地、第2種農地、第3種農地の4つに分類されますが、第1種農地は10ha以上の一団の農地が形成されている場合は第1種農地に該当する。</p>
6番	<p>これは会長である宮城さんのあの地域も全部含めてですか。</p>
事務局	<p>全部含めてです。全部で10ha以上あれば第1種農地となります。</p>
6番	<p>ありがとうございました。</p>

議長	この話は初めてかもしれないね。 どうぞ、2番仲村学委員。
2番	仮設道路となっているのですが、それにしては大きすぎないですか。
事務局	ここは既に自衛隊の基地があるのですが、そこに新設の倉庫を建設する予定になっています。普段はうるま市側から入ってくることになるのですが、今回は工事車両が入ってくるので、大きめに土地を使うことになるということです。
議長	現況はミカン農園があった所の下の窪地のほうです。
2番	道にできる部分は限られていますよね。
議長	また、借りる場合にはそういうことがあるということですね。実際の道の部分はそこまではいかないかと思います。
2番	分かりました。
議長	議案第5号、一時転用承認願申請書に対する意見について、受付番号2番から3番について、承認することに異議ありませんか。  (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第5号、一時転用承認願申請書に対する意見について、受付番号2番から3番について、承認とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。  (全委員挙手)
議長	承認することに全委員が賛成でありますので、承認といたします。 続きまして、議案第6号 職員の任免について、市長部局人事課から3月13日付で人事異動の内示が出されていますので、事務局より説明をお願いします。
事務局	説明の前に、訂正をお願いいたします。説明文の中の1行目、農業委員会等に関する法律第20号とありますが、これは第26条です。すみません、訂正方、お願いいたします。それでは着座にて説明いたします。 (議案第6号を読み上げて説明。) 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長	職員の任免について委員の意見を求めます。
議長	進めてよろしいですか。  (はいの声)
議長	議案第6号 職員の任免について、承認してよろしいでしょうか。  (異議なしの声)
議長	異議がございませんので、承認いたします。 議案第1号から議案第6号までの審議、大変お疲れさまでございました。 これもちまして、令和7年度第425回総会を閉会いたします。

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和8年 3 月 26 日

会 長 宮城徳重   
 議 長 宮城徳重   
 番 沖泉根光   
 番 松堂直子 